

伯耆町議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、伯耆町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理基準等を定めることにより、議員が町民の厳粛な信託を受けたことを認識し、町民全体の代表者として、その人格と倫理の向上に努め、清潔かつ公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

議会基本条例第14条において、議員が町民の代表としてその倫理性を常に自覚し、守るべき内容を定めています。

議員は、町民の厳粛な信託を受けたことを認識し、町民全体の代表者として人格倫理の向上に努め、清潔かつ公正で開かれた町政の発展に寄与することを目的として定めています。

(議員の責務)

第2条 議員は、その責務を深く自覚し、次条に定める政治倫理基準を遵守しなければならない。

2 議員は、次条に定める政治倫理基準に反する事実があると町民から疑いが持たれたときは、真摯かつ誠実に対応し、その説明責任を果たすものとする。

【解説】

議員自らが第3条に定める8項目の政治倫理基準を遵守すること、また、違反すると疑いが持たれたときには真摯かつ誠実に対応して説明責任を果たすことを定めています。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の法令とともに、議員の品位と名誉を重んじ次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

- (1) 議員の地位を利用して、自己又は特定の者の不当な利益を図ってはならないこと。
- (2) 不当な金品等の授受を行ってはならないこと。
- (3) 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある政治活動に関する寄附(議員の後援団体に対するものを含む。)を受けてはならないこと。
- (4) 町若しくは関係団体(法第244条の2第3項に規定する町の指定管理者及び町が資本金その他これに準ずるものを出資している法人をいう。次号において同じ。)が締結する売買、賃借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になる働きかけをしてはならないこと。
- (5) 前号に規定するもののほか、議員の地位を利用して地位による影響力を及ぼすことにより、町の職員又は関係団体の役職員の公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。
- (6) 町の職員の採用及び人事異動に不当な関与をしてはならないこと。
- (7) 町から運営補助金等の交付を受けている受益団体の代表者等には原則就任しないこと。ただし、公益的団体の代表者等に就任する場合は、この限りでない。
- (8) 町の審議会等附属機関の委員には、法令に基づくものを除き、就任しないこと。

【解説】

議員自らが守るべき具体的な政治倫理基準を8項目掲げています。この項目に違反する行為があると認められる場合は、議員又は町民から審査請求をすることができます。

- ①議員の身分を利用して自分や特定の者に不当な利益を図らないこと。
- ②不当な、金銭、物品、財産上の利益、又は供応接待を受けないこと。
- ③政治的又は道義的批判を受ける恐れのある寄附は受けてはいけない。
- ④町や町の関係する団体が締結する、売買、賃借、請負などの契約や処分に対して、特定の者の利益になる働きかけをしてはいけない。
- ⑤町や関係団体の職員の公正な職務の執行を妨げる等の行為をしない。
- ⑥町の職員の採用及び人事異動に不当な関与をしてはならない。
- ⑦町から運営補助を受けている団体の代表者等には原則就任しない。ただし区長などは除く。
- ⑧町が諮問する審議会等の付属機関の委員には就任しない。ただし民生委員推薦会などの法で規定されたものを除く。

第4条 議員の配偶者、2親等以内の親族及び議員が役職をしている企業並びに議員が実質的に経営に携わる企業は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町が行う許認可並びに工事の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約（以下「許認可等」という。）を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。ただし、災害その他特別な事情等が生じた場合において町が行う許認可等については、この限りでない。

【解説】

地方自治法第92条に兼業禁止の規定があります。

その規定に反しないよう、本人だけでなく2親等以内の親族や議員が役員等について実質的に経営に携わっている企業は町からの請負契約、業務委託契約、一般物品の納入契約を辞退するように定めています。

実質的に運営に携わっている企業とは次に3項いずれかに該当する場合です。

- ①議員が資本金その他に準ずるものの1/3以上を出資している。
- ②議員が年額300万円以上の役員報酬等（顧問料など名目は問わない）をその企業から貰っている。
- ③議員がその経営方針に関与している。

ただし、災害等の下記の場合は契約等を行うことができます。

- ①随意契約
- ②継続性のない一時的な契約

（審査の請求）

第5条 町民又は議員は、議員に第3条各号に規定する政治倫理基準に違反する行為があると認めるときは、次の各号により議長に審査の請求をすることができる。この場合において、審査の請求は、事実を証する資料を添付した文書をもって行うものとする。

（1）町民にあつては、法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署又は議員定数の3分の1以上の議員の紹介

（2）議員にあつては、議員定数の3分の1以上の議員の連署

2 議長は、前項に定める審査請求を受けたときは、議会運営委員会に諮問し、この受理又は不受理を決定する。

- 3 前項の規定に基づき受理された審査請求について、議長は、審査請求書及び添付資料を次条に規定する伯耆町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に提出し、審査を求めなければならない。
- 4 第2項の規定に基づき、不受理とされた申請について、議長は、審査請求者に対し、審査の請求を不受理とする旨を通知するものとする。

【解説】

第3条に規定する倫理基準6項目に違反していると認められる事実がある場合には、その事実を証明する資料（文書、写真・録音・録画で関連性が認められるもの）を添付して審査請求をすることができます。

町民の方が請求する場合には、

- ①選挙人名簿に記載された方の1/100以上の自署（代理署名の場合はその理由を明記）を添付するか、
- ②申請書に議員5人以上（定数14の場合）の紹介署名があるときに提出できます。

提出された申請書は、不備がないかチェックし（不備があれば補正を求めます）、選挙人名簿から人数要件が満たしているか確認後に議会運営委員会で受理不受理を決定します。

（審査会の設置及び目的）

第6条 議長は、審査請求を受理したときは、本会議に諮り審査会を設置する。

- 2 審査会は、議長から審査を付託されたときは、第3条各号に掲げる政治倫理基準に反する行為の存否について審査する。
- 3 審査会は議長から審査を付託された日から50日以内に、議長に対して前項の審査結果を報告するものとする。
- 4 審査会の委員の任期は、議長に対して当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。
- 5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の同意を必要とする。

【解説】

議長は、議会運営委員会が審査請求を受理したときは、本会議で政治倫理審査会を設置します。

審査会は付託を受けた時から 50 日以内に審査結果を議長に報告します。
審査会は原則公開です。ただし 2 / 3 以上の委員の同意があれば非公開となります。

(審査会の組織等)

第 7 条 審査会の委員は、6 人以内とし、議員のうちから議長が公正を期して指名する。

- 2 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審査会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【解説】

審査会の委員は議員から議長が 6 人以内を指名します。
審査会には、会長及び副会長を置き、審査を行います。
委員は、審査中に知り得た秘密（個人のプライバシーに関する内容）を漏らすことはできません。

(審査会の運営)

第 8 条 審査会は、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の指名後初めての会議は、議長が招集する。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わることができない。

(審査会への関係者の出席等の要求)

第 9 条 審査会は、審査を行うに当たり必要と認めるときは、第 5 条第 1 項に定める審査の請求の対象とされた議員（以下「被請求議員」という。）又は関係人に対し、会議への出席を求めて事情、意見、説明若しくは弁

明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 被請求議員は、疑惑を解明し、責任を明らかにするため、議長に対し自己の弁明の機会を設けるよう要求できるものとする。その場合、審査会は必ず弁明の機会を与えなければならない。

【解説】

審査会は会長が招集して、委員の過半数の出席が必要です。

審査で意見が分かれた場合には多数決で決めます。可否が同数の場合は会長が決定します。

審査会は、審査の相手とされた議員や関係人に事情、意見、説明若しくは弁明を聴くことができます。

審査の相手とされた議員は、疑惑を解明し、責任を明らかにするために、議長に対し弁明の機会を要求することができ、その場合は、必ず審査会において弁明の機会を与えなければなりません。

(審査会の審査結果の通知及び公表等)

第10条 議長は、第6条第3項の規定により審査会から審査結果の報告を受けたときは、当該審査に係る審査の請求をした者、議員及び被請求議員に対し、その内容を通知するとともに、必要に応じ公表するものとする。

(議会の措置)

第11条 議会は、被請求議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反したと認めるときは、町民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

審査会は議長に対し、審査結果報告を提出し、議長はその内容を、審査請求者及び審査の相手とされた議員に通知します。

審査の内容で必要なときには、本会議での報告、告示、ホームページ、議会だより、その他議長が適当と認める方法で公表します。

議員が倫理基準に違反したと認められたときは、議会に対する町民の信頼を回復するために必要な措置を講じるようにします。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伯耆町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 伯耆町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年伯耆町条例第41号)の一部を次のように改正する。(改正文省略)

【解説】

この条例に基づき、議会議員政治倫理条例施行規則を定め、審査請求の様式などを定めています。

この条例は、交付の日(平成30年6月27日)から施行しています。

政治倫理審査会は議会の委員会と同様に費用弁償を支給するようにしています。